

平成23年1月11日

## 登録検査機関による官能検査の実施について

厚生労働省から中国向け輸出水産食品の取扱要領の4.(1)エ(検査基準を満たしていることを確認出来る試験成績書)について自主検査実施時に登録検査機関による官能検査を実施する必要があるとの連絡がありました。

つきましては当会では平成23年1月17日以降、皆様がお持ちの自主検査に関する試験成績書の有効期間(1年間)が切れた後の最初の検査申請から官能検査を実施させていただきますのでお知らせします。自主検査による理化学検査を実施していない『その他の水産食品』と『藻類』に付きましては、1月17日以降の最初の申請時から官能検査を実施させていただきます。

なお4.(2)イ(官能検査基準を満たしていること)で要件になっている証明書発行機関による官能検査(または品質確認者による品質保証届け等)は今後も必要です。